

くまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業（くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業）

Q&A（4月10日時点）

No.	質問	回答
1	公募要領3.補助対象者(3)3年以内で次条に掲げる補助金の交付対象経費の2倍程度増加することとあるが、補助対象経費を1億円とした場合、2億円以上に売上額等増加しなければいけないのか。	・推察のとおり。
2	フォークリフトは補助対象か。	・汎用性があるため、車両と考えられ補助対象外となる。
3	既存の大型冷蔵庫等運搬費は補助対象か。	・既存設備の運搬費については、補助対象外となる。
4	交付決定から実績報告までに事業の完了が見込めない場合はどのようにしたらよいか。	・申請段階で実績報告の期限までに事業の完了が見込めない場合は、補助事業として採択することはできない。
5	建築において国土交通省土木工事標準積算基準書(基準書)などを基に交付要望書を提出したほうがよいか。	・基準書に基づく積算を求めているが、複数者から見積書を徴する等、不適正な積算が行われないよう注意をお願いする。
6	収益納付は必要か。	・収益納付は必要ない。